

2026年8月31日

手形・小切手をご利用のお客さまへ

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

南日本銀行（頭取 田中暁爾）は、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標として全国銀行協会が策定した自主行動計画に沿って、手形・小切手の全面電子化に向けた対応を実施してまいりましたが、お取扱終了日が近づいてまいりましたので、改めてご案内いたします。

また、これに伴い預金規定を改定いたしますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 実施内容

(1) 手形・小切手の振出のお取扱い

【最終振出期限：2026年9月30日(水)】

2026年10月1日(木)以降は、振出できません。

最終振出期限を超過して振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いはできません。

(2) 受取手形・小切手のお取扱い

他行を支払地とする手形・小切手の口座へのご入金【終了日：2026年9月30日(水)まで】

当行を支払地とする手形・小切手の口座へのご入金【2027年3月31日(水)まで受付可能】

手形・小切手 お取扱い	支払地	2026年9月末 ▼	2027年3月末 ▼
入金 お取引	支払地：他金融機関	口座へ入金できます	口座へ入金できません
	支払地：当行	口座へ入金できます	2026年9月30日までの振出分は口座へ入金できます
代金取立	支払地：他金融機関	代金取立できます	支払金融機関の最終振出期限内で、期日が2027年3月31日までの手形・小切手は代金取立できます
	支払地：当行	代金取立できます	2026年9月30日までの振出分で、期日が2027年3月31日までの手形・小切手は代金取立できます

※2026年9月末までの他金融機関の手形・小切手のご入金には手数料が必要です。

※代金取立には、手数料が必要です。

2. 規定改定

(1) 改定日

2026年10月1日(木)

(2) 改定となる規定

- ・[普通預金・総合口座・貯蓄預金・通知預金・納税準備預金規定集](#)
- ・[当座預金規定\(一般用\)](#)
- ・[当座預金規定\(専用約束手形口用\)](#)
- ・[代金取立規定](#)

(3) 改定内容

下記の新旧対比表をご確認ください。

- ・[新旧対比表\(普通預金・総合口座・貯蓄預金・通知預金・納税準備預金規定集\)](#)
- ・[新旧対比表\(当座預金規定\(一般用\)\)](#)
- ・[新旧対比表\(当座預金規定\(専用約束手形口用\)\)](#)
- ・[新旧対比表\(代金取立規定\)](#)

3. 手形・小切手に代わる決済方法について

当行では、手形・小切手に代わる決済方法として、「なんぎん法人WEB」、「なんぎんでんさいネットサービス」をご案内しております。

現在、手形・小切手による決済をご利用されているお客さまにおかれましては、上記サービスへ早めの移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問合せ先】

事務システム部 事務システム企画グループ

TEL099-226-1412

(担当 南、郷之丸)

受付時間：銀行営業日 9:00～17:00